

社会福祉法に基づく施設の新設・変更等に係る法手段一覧表

〈対象施設〉軽費老人ホーム、老人福祉センター

〈留意事項〉

- ・施設の新設、変更、休止、廃止を行おうとする場合は、原則として、事前に県に事前連絡、相談等を行ってください。(施設の管理者等の職員の変更については、事前相談等は不要)
- ・県の補助を受けて建設した施設について、補助目的以外に使用しようとする場合は、原則として財産処分(補助金返還等)の手続が必要となります。
- ・申請・届出に必要な書類については、事由の内容に異なりますので、事前に連絡・相談等を行ってください。
- ・新規設置前・変更前に提出が必要な場合がありますので留意してください。また、変更後に提出する届出であっても、提出期限等が定められているため、期限内に提出するよう留意してください。なお、やむを得ず、届出等の提出が遅延した場合は、遅延となった経緯・理由等を具体的に記載した遅延理由書(任意書式)を提出してください。

施設種別	事由	事由の内容	提出時期	区分	必要書類	根拠法令
○軽費老人ホーム (社会福祉法人の場合) ※第一種社会福祉事業	新設	・施設を新規設置するとき	開設前	届出	〈届出書〉社会福祉法施行細則様式第1号	・社会福祉法第62条第1項
	変更	①「施設の名称及び種類」の変更 ②「設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況」の変更 ③「条例、定款その他の基本約款」の変更 ④「建物その他の設備の規模及び構造」の変更 ⑤「事業開始の予定年月日」の変更 ⑥「施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴」の変更 ⑦「福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法」の変更	変更日から1ヵ月以内※ただし⑥以外の変更をするときには変更前に県と協議すること	届出	〈届出書〉社会福祉法施行細則様式第6号、その他必要書類	・社会福祉法第63条第1項
	廃止	・廃止をするとき	廃止日の1ヶ月前まで	届出	〈届出書〉社会福祉法施行細則様式第6号、その他必要書類	・社会福祉法第64条
○老人福祉センター(市町、社会福祉法人の場合) ※第二種社会福祉事業	新設	・施設を新規設置するとき	開始日から1ヵ月以内※ただし事前に県と協議すること	届出	〈届出書〉社会福祉法施行細則様式第5号	・社会福祉法第69条第1項
	変更	・「経営者の名称及び主たる事務所の所在地」 ・「事業の種類及び内容」の変更 ・「条例、定款その他の基本約款」の変更	変更日から1ヵ月以内	届出	〈届出書〉社会福祉法施行細則様式第6号、その他必要書類	・社会福祉法第69条第2項
	廃止	・廃止をするとき	廃止日から1ヶ月以内※ただし事前に県と協議すること	届出	〈届出書〉社会福祉法施行細則様式第6号、その他必要書類	・社会福祉法第69条第2項